

東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設建設事業 評価書案に係る見解書 概要

1 事業者の名称及び所在地

名 称 環境事業団

代表者 理事長 田中 健次

所在地 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号 日土地ビル

2 対象事業の名称及び種類

名 称 東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設建設事業

種 類 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都江東区青海二丁目地先の中央防波堤内側埋立地内に、一都三県（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）のポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理施設を建設し、PCBの分解処理を行うものである。

対象事業の内容の概略は、表1に示すとおりである。

表1 対象事業の内容の概略

所在地	東京都江東区青海二丁目地先（中央防波堤内側埋立地内）
敷地面積	約30,500m ²
建築面積	約13,000m ²
主要用途	一都三県（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の区域内に存するPCB廃棄物（高圧トランス、高圧コンデンサ、安定器等）を処理し、これに含まれるPCB及び東京都内分の柱上トランス絶縁油に微量に混入したPCBの分解処理を行う。
処理能力	2トン/日（PCB分解量）
工事予定年月	平成16年7月～平成17年10月
運用開始予定年月	平成17年11月

4 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案については、都民からの意見書が6件、事業段階関係区長として江東区長からの意見が提出された。

評価書案について提出された意見等の件数の内訳は、表2に示すとおりである。

主な意見とそれらについての事業者の見解の概要は、表3に示すとおりである。

表2 意見等の件数の内訳

意見等	件数(件)
都民からの意見書	6
江東区長からの意見	1
合計	7

表3 主な意見とそれらについての事業者の見解の概要

主な意見		事業者の見解
項目	大気汚染	
	<p>施設からの排気ガス中のダイオキシン類濃度については、ごみ焼却炉の排出基準値を管理目標値としているが、首都圏全体のPCB廃棄物の処理施設であることと、周辺海域の魚に含まれるダイオキシン類濃度が現状でも他海域と比較して高いことが指摘されていることから、厳しい管理目標値を設定し、排出するPCB及びダイオキシンの総量の削減に努めていただきたい。</p>	<p>本施設の処理工程からは、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の規制対象である排ガスは生じませんが、換気排気を含めて施設内で生ずる排気については、それらに含まれるPCB等に関して、法令による規制対象の排ガスと同等の管理を行うという、厳しい自主規制を行います。</p> <p>また、周辺海域の魚に含まれるダイオキシン濃度についての御指摘についてですが、本施設の排水はダイオキシン類対策特別措置法に定める基準に適合させて公共下水道に放流します。一方、長期にわたって保管されているPCB廃棄物が紛失したり不法投棄されたりすると大きな環境リスクがあるため、早期にかつ適正にPCB廃棄物を処理することが必要であると考えます。</p>
	<p>評価書案では、工事施工中及び完了後の搬出入車両台数が一般交通量に比べ極めて少ないと想定されるとし、搬出入車両の走行による影響は予測対象としていないが、事業計画地域には複数の廃棄物処理施設の建設が予定されており、周辺道路の交通量の増加が見込まれるため、大気質に与える影響が軽減するよう努めてください。</p>	<p>御指摘のように、本事業の工事用車両及びPCB廃棄物等運搬車両台数は、一般交通量に比べて、それぞれ0.6%未満、0.1%未満と小さな比率ですが、排出ガスによる大気環境への影響を軽減するため、東京都が進めるディーゼル車に対する規制を遵守することはもちろん、アイドリングストップの励行、規制速度の遵守、過積載の禁止等の徹底を求める環境保全対策を講じます。</p>

項 目	騒音・振動	
騒音・振動を発生する設備については、それぞれ可能な限り対策を講ずるよう努めてください。	騒音・振動については、ほとんどの設備が屋内に設置されるため、外部への影響は少ないと考えております。	
工事中は、低騒音型の建設機器を使用するとともに、工事車両及び施設稼働後の搬出入車両等の通行に伴うアイドリング等に十分配慮してください。	屋外に設置される機器については、できるだけ低騒音型を採用するなど、騒音レベルの低減化に努めます。 また、工事施工業者には、低騒音型の建設機械の使用、工事用車両のアイドリングストップの励行を求めます。	
項 目	水質汚濁	
分解処理等の工程から発生する排水について、安全性を確保し、それを確認するシステムについて、見解書等環境影響評価手続きの中で、よりわかりやすく説明してください。	高圧トランス・コンデンサ、安定器等の処理工程において、水熱酸化分解装置から発生する排水は、処理液バッファタンクにいったん貯留し、PCBが十分に分解されていることを確認した後、さらにセーフティネットとしての活性炭吸着装置を通して、排水処理装置で中和処理します。 上記確認の際、万が一PCBが十分に分解されていない場合には、処理液バッファタンクから水熱酸化分解装置へ戻し、再び分解処理します。 柱上トランス絶縁油の処理工程で発生する排水は、PCBが十分に分解されていることを確認した後の油中にあるアルカリ分を除去する際に発生するものであり、上記確認の際、万が一PCBが十分に分解されていない場合には、その油を分解工程に戻し、再び分解処理します。	
項 目	景観	
江東区都市景観条例に基づく江東区景観づくり基準に適合するよう計画してください。 なお、評価書案にあるようにできるかぎりの緑化を図ってください。	建物の外観は、背景に溶け込みやすいグレーを基調とし、海や空をイメージしたブルーのストライプを配色するなど、周囲の建物や周辺の景観に調和する色彩を採用する予定です。 また、建物の形状については、高さは周辺の建物と同程度以下であり、上部にスカイラインを乱す煙突等の突出した構造物は配置しない予定です。 このように、本施設の設計に当たっては、江東区都市景観条例に基づき策定された「江東区臨海景観基本軸の景観づくり基準」に適合しているものと考えます。 また、敷地内の緑化については、「江東区みどりの条例」の規定に適合するよう、できる限りの緑化を図ってまいります。	

項 目	廃棄物	
	<p>施設から排出される処理済物のリサイクル方法について、より詳細な説明をお願いしたい。</p>	<p>高圧トランス・コンデンサ、安定器等の処理工程については、トランス・コンデンサの躯体、コイル等の内容物等から発生する鉄、銅及びアルミニウムはP C Bが残留していないことを確認してリサイクルされます（年間約 670 t）。</p> <p>柱上トランス絶縁油の処理工程からは、P C Bを分解したあとの処理済絶縁油が発生し、東京電力㈱の火力発電所の発電用燃料油としてリサイクルされます（年間約 1,500 kl）。</p> <p>抜油後の柱上トランス容器は、東京電力㈱の TEPCO 川崎リサイクルセンターに搬出され、洗浄されてP C Bを除去したのち、鉄、銅等がリサイクルされます（年間約 22,000 台）。</p> <p>さらに、柱上トランス絶縁油の処理工程からは、活性炭を多量に含んだ汚泥が発生しますが、これもセメント焼成用の燃料としてリサイクルする予定です（年間約 360 t）。</p>
項 目	温室効果ガス	
	<p>年間の電力使用量が非常に大きいことから、省エネルギーに配慮するとともに、自然エネルギーの一層の活用を検討するなどして、温室効果ガスの排出量の削減に努めてください。</p>	<p>本事業はP C B廃棄物に伴う環境汚染リスクを一刻も早く取り除くために実施するものであり、処理工程のエネルギー源等として電力の使用が不可欠であります。処理の安全性を確保するために必要な電力を削減することは困難であります。処理済物のリサイクルを推進することなど、実行可能な温室効果ガスの削減策を講じていきます。</p> <p>また、現在、自然エネルギーの活用の観点から、太陽光発電を予定しています。</p>
項 目	事業計画	
	<p>水熱酸化分解法及び脱塩素分解法に関する技術的検証がまだ十分に行われていないのではないかと。実証的なデータ（分解率、未分解生成物質の有無、システムの安定性、連続運転時間の実績等）があるのであれば、明示されたい。</p>	<p>水熱酸化分解法及び脱塩素化分解法は、旧環境庁、旧通商産業省及び旧厚生省それぞれが書類審査や実証試験に基づき専門家による技術的評価を加えた上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で基準化されたものであります。</p> <p>本事業で採用する水熱酸化分解法については、三菱重工㈱において約 4,500 時間（連続運転約 280 時間）の実証試験が行われており、高濃度 P C B の分解率 99.99996%以上の能力が確認されています。</p> <p>本事業で採用する脱塩素化分解法につい</p>

	<p>ては、東京電力㈱が千葉、横浜及び川崎において同種の実施設を設置し、すでに約2年の安定した運転実績があります。</p>
<p>最近各地でRDFを始め、様々な事故が多発しています。原発の事故もそうです。</p> <p>安全この上ないと太鼓判を押した施設ですら、そのような事があるわけですから、念には念を入れた安全性の確認をしていただきたいと存じます。</p>	<p>安全性の確保は、本施設の運営に当たって非常に重要です。</p> <p>処理の安全性を確保するため、施設設計段階で様々なリスクを想定し、それらに対する対策の効果について評価する安全解析を行い、その結果を施設の設計・運転管理に反映させることなどによって、リスクの回避、低減化を図り、フェイルセーフ、セーフティネットの措置を講じてまいります。</p> <p>また、操業中の運転状況のデータ、モニタリング結果のデータなどを情報公開することはもちろん、施設の日常点検、保守、定期点検などに万全を期してまいります。</p>
<p>地震、浸水、停電などの外的な異常事態や、運搬時の交通事故など、緊急時を想定した十分な安全対策を講じてください。</p>	<p>本施設では、詳細な安全解析の結果を施設の設計、運転管理に反映させて多重の安全策を講ずるほか、様々な外的異常事態を想定して、マニュアルなどによる対応方を明確化するとともに、緊急連絡体制や専門家による助言を受ける体制を整備いたします。</p> <p>御指摘の地震については、感震計を備え、震度5を超える地震を感知した場合には、機器は自動で全停止し、自動弁等は安全側に作動するようにいたします。また、阪神淡路大震災を機に見直された建築基準法等の基準に、さらに上乗せした耐震設計といたします。</p> <p>また、場内敷地の高さを周辺道路面より約800mm高くし、浸水を防止します。</p> <p>さらに、停電に対しては、受電回線を複数化して停電が生じにくくしたうえで、非常用発電機の電源や無停電電源装置により設備の安全停止を可能とします。</p> <p>なお、運搬時の安全対策については、PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインの遵守等を受入基準に定めて事故の未然防止を図るとともに、同基準で緊急時通報機能を有する運搬車両とすることや、緊急時対応内容の教育・訓練を行うことを定めます。</p>